

律令時代の官衙遺跡・今治平野と道前平野

古代く道前平野官衙関連遺跡群より

柴田 昌児

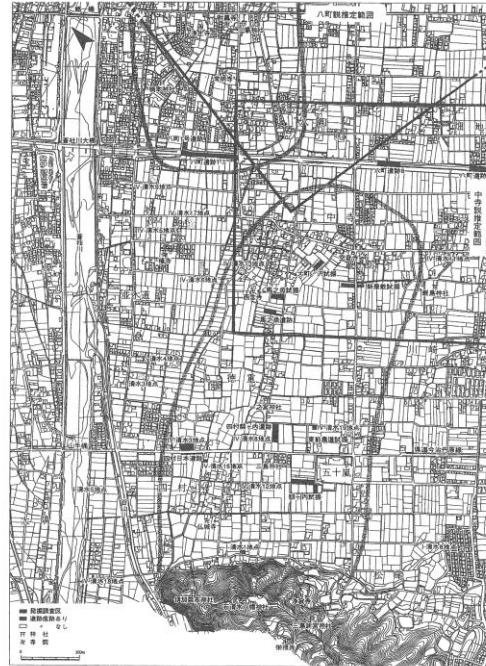


図1 八町遺跡とその周辺

律令国家の新しい支配体制が始まった奈良時代、五畿七道の南海道に属していた古代伊予国は、その地方行政の要である国府を今治平野に置いていた。そして「国家仏教」の普及促進と「国家鎮護」のために国の威信をかけた国分寺の造営もこの地で行われた。つまり当時、政治・宗教の中心は東予地域の今治平野に存在したのである。ではこうした律令時代の東予地域、特に今治平野とその南に位置する道前平野の様子を最近の考古学による調査成果を軸に見ていくことにしたい。

今治平野に所在していたであろう伊予国府は、以前よりその推定地に諸説があるものの未だ考古学的成果によって特定するまでには至っていない。そうしたなかで注目できるのは国府推定地の八町説と中寺説が交わる場所に立地する八町遺跡である（図1）。この遺跡では、明確な遺構は確認できなかったものの奈良から平安時代にかけての大量の須恵器とともに、当時の役人である官人が身に付けていた腰帯の飾りである石製腰帯をはじめ、硯・墨書須恵器・施釉陶器・越州窯系青磁などと、

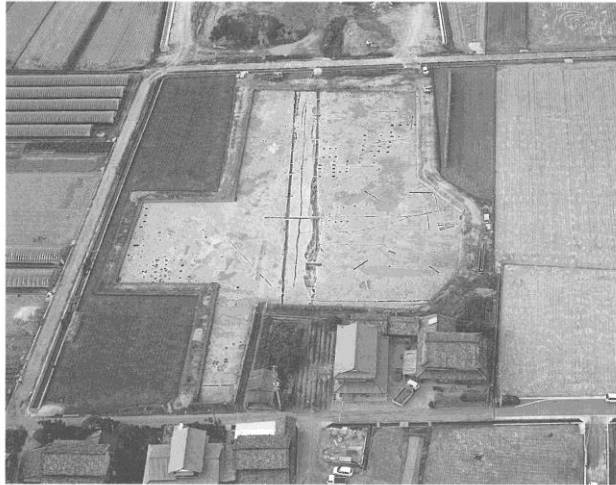


写真1 松ノ元遺跡の官道遺構

一般集落ではあまり出土しない遺物が多量に出土した。こうした遺物の組合せは、国府など上位の官衙（当時の役所）関連施設にみられる遺物の組合せに似ていることから八町遺跡周辺に国府域が存在する可能性が指摘できそうである。また、八町遺跡の南、四村日本遺跡では10世紀ころの掘立柱建物が検出され、近接する四村額ヶ内遺跡も含め、焼塩土器や施釉陶器、越州窯系青磁など、官衙の一端であることを彷彿とさせる遺物が出土していることも、八町遺跡周辺が国府域である蓋然性を高めている。国府の特定にはやはり国府関連遺構の検出を待たなければならぬが、それを推定する状況証拠は揃いつつあるといっても過言ではないだろう。

一方、道前平野ではここ数年の発掘調査で律令時代の遺跡・遺構の発見が相次いでいる（図2）。周桑郡小松町の松ノ元遺跡では、8世紀の官道（当時の国道）と思われる、幅が約6mの直線道路が見つかった（写真1）。この道路遺構の両側には同時期の掘立柱建物群が見つかっている。さらに西側に隣接する大久保

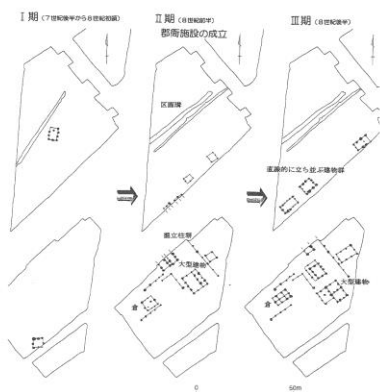


図3 久枝Ⅱ遺跡の移り変わり

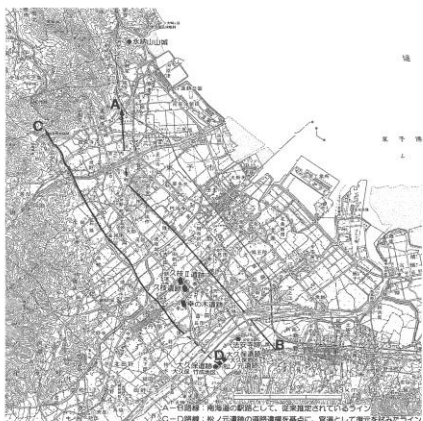


図2 道前平野の官衙関連遺跡

ら41度西の方向にはほぼ統一される。そして庇をもつ大型掘立柱建物を中心に直列で並ぶ小型の掘立柱建物群や、総柱構造の倉が整然と配置されるようになる。これはⅢ期（8世紀後半）にも継続し、建物はほぼ同じ場所建て替えが行われ、規模は大きくなくなる。

こうした建物配置とその継続性は、郡衙施設の建物の特性にはほぼ一致することから、Ⅱ期に周敷郡衙の館あるいは郡庁と考えられる施設が成立し、Ⅲ期まで継続したとみることができ。さらに赤色塗彩土師器や円面硯、焼塩土器の出土や煮炊具の欠落など遺物の組合せも館や郡庁とする要素を満たしている。また南に隣接する久枝遺跡出土の石製腰帯や、幸の木遺跡で見られる多量の赤色塗彩土師器をはじめとする硯や施釉陶器などの出土状況は、付近に官衙関連施設が存在を予測することができる。このように周辺の調査成果も久枝Ⅱ遺跡が群衙であることを補強しているのである。

そして久枝Ⅱ遺跡では、総柱建物近くの土坑で埋納された鉄製U字形鋤先が見つかっており、郡衙域で行



写真2 久枝Ⅱ遺跡で見つかった掘立柱建物

遺跡大久保・竹成地区では、道路遺構と同じ北から41度西の方向に向いた「コ」字形に整然と並ぶ8世紀の掘立柱建物群（官衙関連施設）が見つかった。その消長は道路遺構とほぼ同じであり、官道との関係が指摘できそうである。

そこで松ノ元遺跡の道路遺構を基点に、歴史地理学的手法で復元した道路がC-D路線である（図2）。従来から指摘されている南海道の駅路がA-B路線であることからC-D路線は郡衙間を結ぶ道路である。伝路の可能性が高い。松ノ元遺跡の道路遺構を伝路と仮定すれば、道路両側の掘立柱建物群はその伝路の維持管理を行う集団である伝戸に関連する建物といえるであろう。また大久保遺跡の官衙関連施設は伝路・伝戸を統轄・管理する業務も行ったであろう郡衙の末端施設を想定

することができ。

国府とともに地方行政を担っていたのは郡衙である。当時の道前平野は周敷郡と桑村郡に分かれており、2つの郡衙が存在した。その1つの周敷郡衙が、南海道（A-B路線）と伝路（C-D路線）のほぼ中間にあたる東予市の久枝Ⅱ遺跡で確認された。郡衙の構造がよくわかる文献史料に、「上野国交替実録帳」がある。これによると郡衙は、倉庫で構成される正倉、郡の事務や儀式が行われる郡庁、宿泊・居住施設である館、炊事・食料関係の施設である厨家の4つの施設から構成されていたらしい。

われた儀礼祭祀の一端もうかがうことができる。このように周敷郡衙の建物の様子やそこにいたであろう官人の生活が明らかになってきたのである。

本稿では今治平野と道前平野における官衙関連遺跡について考古学的成果を中心に概観してきた。特に近年の道前平野における調査成果には目覚ましいものがあり、前述した律令時代や官衙関連遺跡だけではなく、平安時代や一般集落の様子をも明らかにし、さらに奈良制に至っては平野全体で検討できるところまで到達している。今後、こうした成果を踏まえ、より具体的な当時の様子を読者に提示できる日もそう遠くないであろう。

しばた、しょうじ 一九六五（昭和四十年）、今治市生まれ。奈良大学文化財学専攻卒業後（財徳島県埋蔵文化財センター）研究員を経て、現在（財）愛媛県埋蔵文化財調査センター調査員。主に弥生時代中期の社会構造を研究。主な著書として「伊予市・道前平野の道路遺構―古代交通研究―第五号一九六六、四国西南部における弥生文化の成立過程―突帯文と透骨川―（二〇〇〇）、共著「弥生土器の様式と編年―四国編―」（木耳社二〇〇〇）など。

久枝Ⅱ遺跡では、限定された調査範囲であるが23棟の掘立柱建物と数条の溝、柵列、掘立柱塀、土坑が見つかった（写真2）。これら掘立柱建物群は7世紀後半から8世紀末にかけて営まれており、大きく3つの時期に区分することができ（図3）。

Ⅰ期は7世紀後半から8世紀初頭で、建物の方向は正方位に向き、建物配置に規則性はみられなかった。ところがⅡ期（8世紀前半）になると建物の方向は大きく変化し、北か